

## 保険会社経営の健全性確保について

格付投資情報センター 植村信保

### 1. 健全性確保の枠組みの変化

1995 年に保険業法が改正され、規制緩和が徐々に進むまで、日本の保険行政は典型的な「護送船団」行政だった。旧保険業法のもとで、監督当局（大蔵省）に広範な権限を与え、経営のあらゆる段階において具体的に監督する実体的監督主義の方式が採用されていた。

しかし、現在の健全性確保の枠組みは行政による規律だけではなく、会社自らのリスク管理態勢やガバナンス面などの自己規律、ディスクロージャーや格付け会社、株式市場、マスメディアなどを通じた市場規律を総合的に活用しようという考え方になっている。

### 2. 中堅生保の経営破綻

1997 年 4 月から 2001 年 3 月までの 4 年間に中堅生保 7 社の経営が相次いで破綻し、保険契約者が多大な不利益を被るという事態が発生した。これらの破綻事例を検証したところ、破綻生保では自己規律、行政による規律、市場規律のいずれもうまく機能していなかった。

### 3. 健全性規制の動向と今後の方向性

改正保険業法では、行政による問題会社の早期発見、早期対応を目的にソルベンシー・マージン比率（SMR）が導入された。ところが、生保の経営悪化が深刻化するなかでの導入となり、基準が甘くなったため、直前まで SMR が早期是正措置の発動基準である 200%を上回っていたにもかかわらず、破綻する保険会社が続出した。

行政は 2001 年以降も破綻処理への対応とセーフティーネットの再構築に追われ、2003 年には既契約の予定利率引き下げを可能とする保険業法改正が実現した。その後、金融システム不安が遠のくなかで、行政はようやく SMR の抜本的な見直しに着手している。

他方、保険会社を取り巻く事業環境が変わりつつあるのに伴い、巨大災害リスクや長期の医療保障リスク、変額年金の最低保証リスクなど、経営リスクも変化している。

#### 4. 会計とディスクロージャー

これまでディスクロージャーを通じた市場規律は、保険会社特有の用語や財務諸表、保険事業に特有の収益構造、不十分な情報開示とアナリスト機能の弱さ、などから十分機能してこなかった。生損保の経営破綻などを受けて、保険会社のディスクロージャーは段階的に整備されてきたものの、負債面を中心に依然として改善の余地が大きい。

また、現在の保険会計は、保険会社の経営内容を必ずしも十分に反映していない。例えば保険料は現金主義、費用は発生主義で認識することから、収入と支出の対応期間のずれが生じてしまい、結果として新契約が好調だと利益が圧迫されやすい。しかも、監督会計に財務会計が加わった中途半端なものになっている。

これに対し、近年では「エンベディッド・バリュー (EV)」など保険会計の枠組みを超えた情報開示の試みも始まっている。保険会計そのものの見直しも進みつつある。国際会計基準審議会 (IASB) では保険契約の国際会計基準を検討しており、保険負債 (責任準備金) をいわば時価評価する方向で議論が進んでいる。

#### 5. ガバナンス面

中堅生保の破綻事例を詳細に検証した結果、会社が破綻に至るにはビジネスモデルや経営者、経営組織といった、その会社固有の内的要因が重要な意味を持っていたことが浮き彫りになった。すなわち、破綻会社のコーポレートガバナンスが十分でなかったことが、破綻リスクを高めることにつながったと考えられる。

破綻リスクを高める内的要因をいかにコントロールするか、すなわち、自己規律をどう有効に機能させるかが、過去の破綻事例から得られる最も重要な教訓である。ガバナンスが働きやすい組織の構築ができれば、破綻リスクを小さくできる可能性がある。例えば、経営内容を「見える」ようにすることが考えられる。

近年では IT 技術の進展等により高度なリスク管理が可能となっている。だが、どんなに形を整え、きちんと数値を算出しても、実際に経営に活用されなければリスクを管理したことにはならない。